

内視鏡カメラシステム（オリンパスメディカルシステムズ社製）

保守点検業務仕様書

京都市立病院における内視鏡カメラシステム（オリンパスメディカルシステムズ社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

内視鏡カメラシステム（オリンパスメディカルシステムズ社製）

- ・LTF-S190-5 ×5本
- ・LTF-S190-10 ×2本
- ・WA50080A ×1本
- ・WA50082A ×2本
- ・URF-P7 ×1本
- ・URF-V3 ×1本
- ・LTF-S300-10-3D ×2本
- ・LF-GP ×1本

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 手術室

3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 契約条件

(1) 業務の内容

- ア 契約機器を良好に使用できる状態の維持
- イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

- ア 受注者は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは24時間かつ年中無休にて、速やかに（原則として当日中）代替え器等の手配を行い、準備が整い次第速やかに入れ替え等を行うこと。
- イ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に

情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

ア 修理費用及びその他交換部品を含む一切の費用。

(ただし、電源、調光ケーブルを含む消耗品は除くものとする。)

(4) 本契約に含まれない費用の内訳

ア 災害等の不可抗力もしくは取扱上の重大な過失により生じた故障。

イ オリンパス並びにその指定業者以外の者による本機器への改造、修理があった場合の故障。

(5) 委託料の支払

発注者は、契約期間終了後、受注者の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、そのつど決定するものとする。